

令和 8 年

第 5 回仙北市議会定例会議案

仙 北 市

目 次

報告第	14	号	専決処分の報告について
報告第	15	号	仙北市一般会計継続費精算の報告について
報告第	16	号	放棄した債権の報告について
議案第	79	号	令和8年度仙北市一般会計補正予算（第5号）
議案第	80	号	令和8年度仙北市生保内財産区特別会計補正予算 （第2号）
議案第	81	号	仙北市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議案第	82	号	仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第	83	号	仙北市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第	84	号	仙北市総合開発センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第	85	号	仙北市福祉センター条例を廃止する条例制定について
議案第	86	号	仙北市角館中心市街地活性化支援センター条例を廃止する条例制定について
議案第	87	号	令和8年度仙北市一般会計補正予算（第6号）
議案第	88	号	令和8年度仙北市生保内財産区特別会計補正予算 （第3号）
議案第	89	号	令和8年度仙北市病院事業会計補正予算（第1号）

目 次

議案第	90	号	令和7年度仙北市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第	91	号	令和7年度仙北市集中管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	92	号	令和7年度仙北市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	93	号	令和7年度仙北市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	94	号	令和7年度仙北市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	95	号	令和7年度仙北市生保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	96	号	令和7年度仙北市田沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	97	号	令和7年度仙北市雲沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	98	号	令和7年度仙北市病院事業会計決算認定について
議案第	99	号	令和7年度仙北市温泉事業会計決算認定について
議案第	100	号	令和7年度仙北市水道事業会計決算認定について
議案第	101	号	令和7年度仙北市下水道事業会計決算認定について
議案第	102	号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について
議案第	103	号	仙北市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

目 次

議案第 104 号	仙北市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 105 号	仙北市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 106 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 107 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 108 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 109 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 110 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 111 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 112 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 113 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 114 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 115 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 116 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 117 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

目 次

議案第 1 1 8 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 1 1 9 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 1 2 0 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 1 2 1 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 1 2 2 号	仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 1 2 3 号	仙北市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 1 2 4 号	仙北市雲沢財産区管理委員選任につき同意を求めることについて

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

専 決 処 分 書

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定
に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年7月16日 処分

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 事故発生の日時及び場所

日 時 令和8年6月8日（月） 午後9時00分頃

場 所 仙北市角館町西長野月見堂73番地3 地先

2. 和解及び損害賠償の相手方

3. 和解に至る経過

仙北市は、事故発生後、相手方と損害賠償について交渉し
た結果、和解するものである。

4. 和解の内容

（1）仙北市は、相手方に対し、前記事故の損害賠償金として
金61,615円を支払う。

（2）本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方と
も異議の申し立てをしないことを確約する。

仙北市一般会計継続費精算の報告について

令和7年度仙北市一般会計において、継続費に係る歳出予算の経費を別紙継続費精算報告書のとおり精算したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事 業 名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備事業費	令和 6	円 231,216,000	円 0	円 219,600,000	円 0	円 11,616,000	円 195,008,605	円 0	円 185,200,000	円 0	円 9,808,605	円 △ 36,207,395	円 0	円 △ 34,400,000	円 0	円 △ 1,807,395
			令和 7	円 517,544,000	円 0	円 491,600,000	円 0	円 25,944,000	円 553,341,195	円 0	円 525,600,000	円 0	円 27,741,195	円 35,797,195	円 0	円 34,000,000	円 0	円 1,797,195
			計	円 748,760,000	円 0	円 711,200,000	円 0	円 37,560,000	円 748,349,800	円 0	円 710,800,000	円 0	円 37,549,800	円 △ 410,200	円 0	円 △ 400,000	円 0	円 △ 10,200

放棄した債権の報告について

仙北市債権管理条例（令和2年仙北市条例第1号）第10条第1項の規定により、市の債権について別紙調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市債権管理条例に基づく債権放棄調書

番号	債権名	上段:件数、中段:債権額、 下段:債権を放棄した理由	不納欠損 処理日	会計	所管部署
1	学校給食費保護者負担金 (私債権)	3件	令和8年6月4日	令和8年度 仙北市一般会計	総合給食センター
		616,606円			
		第3号 消滅時効(時効の援用をしないとき)			

債権を放棄した理由 (仙北市債権管理条例第10条)	第1号 生活困窮、 第2号 破産等、 第3号 消滅時効(時効の援用をしないとき)、 第4号 強制執行後の無資力、 第5号 徴収停止後も無資力、 第6号 死亡・行方不明等
------------------------------	---

議案第 81 号

仙北市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

仙北市印鑑条例（平成17年仙北市条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市印鑑条例の一部を改正する条例

仙北市印鑑条例（平成17年仙北市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）

（これらのうち、」に改め、「第153号」の次に「。以下この項において「公的個人認証法」という。」を、「カード用利用者証明用電子証明書が」の次に「同条第7項（公的個人認証法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により」を加え、同項中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」を「公的個人認証法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例制定について

仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仙北市条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仙北市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を、「児童を含む。」の次に「以下同じ。）（」を加え、「、心身ともに健やかに育成されることを保障するため、明るく」を「、明るくて、」に改める。

第6条第1項中「、第7条の3第2項」を削り、「第3号」を「以下この条」に改め、「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項中「同項」を削り、同項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同項中「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第18条第6号中「乳児と幼児」を「乳児、幼児」に改め、「定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を、「C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「看護師」の次に「（以下「看護師等」という。））」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による

支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「、法第6条の3第10項」を「、法第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第3条中「事業者（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則に次の1条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

仙北市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

仙北市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年仙北市条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

仙北市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年仙北市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項」の前に「満3歳未満等」を、「する小規模保育事業」の次に「（同項第3号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

（6）の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

（11）の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

（11）の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

（11）の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの規定に規定する選考方法」を「の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第7条第2項中「、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「、保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「、速やかに」を「て速やかに」に改める。

第12条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第13条第4項中「規定により」を削り、同項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定こども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「第27条の2第1項各号」の次に「、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号」を加える。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」」を「、「教育認定子ども」」に、「「同号又は同条第2

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」」を「、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」」に改め、「第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と」を削り、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」」を「第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」」に改める。

第37条第1項中「仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例（平成26年仙北市条例第27号。以下この項において「条例」という。）第28条」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条」に、「条例第31条」を「令第27条」に、「19人以下とし」を「19人以下」に、「条例第33条」を「令第27条」に、「附則第3条」を「附則第4条」に、「10人以下とし」を「10人以下」に改め、同条第2項中「は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。」を「、（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

（１） 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪

問型保育事業 法19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、「子ども及び当該」を「子どもの数及び」に改め、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「、教育・保育給付認定」を「、法第20条第4項の規定による認定」に改め、同条第4項中「、地域型保育を提供する体制」を「、地域型保育の提供体制」に、「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「、速やかに、第42条第1項に規定する連携施設」を「、連携施設」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合においては、」を「前2項の」に、「、同項」を「、前2項」に、「、当該選考」を「、選考」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項中「、満3歳未満保育認定子ども」を「、保育認定子ども」に改め、「当該」を削る。

第41条中「、満3歳未満保育認定子ども」を「、保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」を、「より特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「同項」を削り、同項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同項中「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「、満3歳未満保育認定子ども」を「、保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「、満3歳未満保育認定子ども」を「、保育認定子ども」に改める。

第50条第1項を次のように改める。

第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）第17条

から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第14条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「、仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する設備及び運営の」を「、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該」を「教育認定子ども及び」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第

40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「、第50条」を「、前条」に、「、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項」を「、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項」に改め、同項後段中「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同項中「「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」を「「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。））」に、「同号」とあるのは「同条第3号」を「同号」とあるのは「法第19条第3号」に、「教育・保育給付認定に基づき」を「法第20条第4項の規定による認定に基づき」に、「、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」を「、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」に、「前各項」を「前4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型

保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第

5 項中「前 4 項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「が、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が、満 3 歳以上保育認定子ども」に、「、仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する設備及び運営の」を「、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項）」を「満 3 歳未満保育認定子ども（第 51 条第 1 項）」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

仙北市総合開発センター条例の一部を改正する条例制定
について

仙北市総合開発センター条例（平成17年仙北市条例第121号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市総合開発センター条例の一部を改正する条例

仙北市総合開発センター条例（平成17年仙北市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第2条の表仙北市田沢湖総合開発センターの項を削る。

別表を次のとおり改める。

別表（第5条、第7条関係）

西木総合開発センター

施設区分	基本使用料		追加使用料		冷暖房使用料	備考
	昼間	夜間	昼間	夜間		
集会室	1,640円	1,640円	320円	540円	1時間につき120円	1 基本使用料は、昼間は使用時間4時間までとし、夜間は3時間までとする。 2 追加使用料は、超過1時間ごとに加算する額とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
農林研修室兼農林実験室	540円	540円	100円	150円	1時間につき40円	
宿泊研修室	320円	320円	100円	150円	1時間につき20円	
婦人研修室	320円	320円	100円	150円	1時間につき20円	
営農相談室	320円	320円	100円	150円	1時間につき20円	

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 85 号

仙北市福祉センター条例を廃止する条例制定について

仙北市福祉センター条例（平成18年仙北市条例第2号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市福祉センター条例を廃止する条例

仙北市福祉センター条例（平成18年仙北市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 86 号

仙北市角館中心市街地活性化支援センター条例を廃止
する条例制定について

仙北市角館中心市街地活性化支援センター条例（平成18年仙
北市条例第14号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するもの
とする。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市角館中心市街地活性化支援センター条例を廃
止する条例

仙北市角館中心市街地活性化支援センター条例（平成18年仙北市
条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 90 号

令和 7 年度仙北市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度仙北市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 91 号

令和 7 年度仙北市集中管理特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度仙北市集中管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 92 号

令和 7 年度仙北市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度仙北市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 93 号

令和 7 年度仙北市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度仙北市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 94 号

令和 7 年度仙北市介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度仙北市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 95 号

令和 7 年度仙北市生保内財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度仙北市生保内財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 96 号

令和 7 年度仙北市田沢財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度仙北市田沢財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 97 号

令和 7 年度仙北市雲沢財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度仙北市雲沢財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 98 号

令和 7 年度仙北市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度仙北市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 99 号

令和 7 年度仙北市温泉事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度仙北市温泉事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 100 号

令和 7 年度仙北市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度仙北市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 101 号

令和 7 年度仙北市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度仙北市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

仙北市角館町中心市街地活性化支援センターの指定管理者の指定期間を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1 指定管理者

仙北市角館町上新町43番地1

仙北市商工会

会長 櫻 田 賢太郎

2 指定の期間

変更前 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

変更後 令和5年4月1日から令和8年9月30日まで

議案第 103 号

仙北市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

次の者を仙北市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定
により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

選任すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 伊 藤 一 彦

生年月日

任 期 令和8年11月24日～令和11年11月23日

議案第 104 号

仙北市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

次の者を仙北市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定
により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

選任すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 鶴 田 和 則

生年月日

任 期 令和8年11月24日～令和11年11月23日

議案第 105 号

仙北市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

次の者を仙北市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定
により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

選任すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 菅 原 一 正

生年月日

任 期 令和8年11月24日～令和11年11月23日

議案第 106 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 荒木田 浩 生

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 107 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 千 葉 智 永

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 108 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 藤 川 健 栄

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 109 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 藤 村 紀 章

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 110 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 藤 元 健太郎

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 111 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 大 石 知

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 112 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 高 橋 健

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 113 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 佐 藤 大

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 114 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 鈴 木 八 寿 男

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 115 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 高 橋 幸 人

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 116 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 高 橋 栄

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 117 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 藤 枝 優 子

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 118 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 門 脇 富士美

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 119 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 齋 藤 瑠璃子

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 120 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 佐 藤 一 也

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 121 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 藤 村 隆 清

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 122 号

仙北市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を仙北市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 小田嶋 比左子

生年月日

任 期 令和8年12月20日～令和11年12月19日

議案第 123 号

仙北市教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

次の者を仙北市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 細 川 伸 也

生年月日

任 期 令和8年12月5日～令和12年12月4日

議案第 124 号

仙北市雲沢財産区管理委員選任につき同意を求めること
について

次の者を仙北市雲沢財産区管理委員に選任したいので、仙北市
雲沢財産区管理会条例（平成20年仙北市条例第32号）第3条の
規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月1日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

選任すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 阿 部 雄 咲

生年月日

任 期 令和8年12月1日～令和12年11月30日